

＊北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

○平成十四年度において補助金を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その2)	(総合企画部総務課)	一
○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出	(地域産業課)	四
○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出の一部訂正	(地域産業課)	四
○土地改良区の役員の退任の届出	(土地改良指導課)	五
○土地改良事業の工完了の届出	(土地改良指導課)	五
○道営土地改良事業の工完了	(土地改良指導課)	五
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出	(水産経営課)	五
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	五
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	六
○公共測量の実施の通知(二件)	(建設部総務課)	六
○道路の区域の変更	(道路整備課)	六
○道路の供用の開始(二件)	(道路整備課)	六
○道路の区域の決定及び供用の開始	(道路整備課)	七
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	七
○公有水面の埋立に関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	七
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	九
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧	(都市計画課)	九
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧	(都市計画課)	九

(総合企画部所管分 その2)

補助金を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
地域政策事業(一般事業) 地域自らが選択して決定する地域完結型活性化策の促進	市町村 一部事務組合 広域連合	別記に掲げる事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第6号様式 (設備整備の事)	共通第2号様式 共通第6号様式 (設備整備の事)	1部 別に指示する日	この補助金は、単独事業に係る市町村

- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市環境課) 一〇
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 一〇
- 一般競争入札の実施 (住宅課) 一〇
- 知事表彰の受賞者 (人事課) 一一
- 公募型プロポーザルの実施 (政策室参事) 一一
- 公募型プロポーザルの実施 (構造改革推進課) 一三
- 公募型プロポーザルの実施 (情報政策課) 一四
- 公募型プロポーザルの実施 (男女平等参画推進室) 一四
- 都市計画法による開発行為に関する工完了 (支庁告示) 一五
- 道教育委員会教育長告示 (道教育委員会) 一五
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (道選挙管理委員会告示) 一五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正(四件) (日高海区漁業調整委員会告示) 一五
- 元浦川河口付近における「さけ・ます」採捕の制限 一六

告示

北海道告示第1126号
北海道が平成14年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
平成14年7月2日
北海道知事 堀 達也

を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種のハード事業やソフト事業に対し、支庁が配当された予算の範囲内で補助する。

支庁長が適当と認める団体（ソフト系事業に限る。）

業の場合に限る。） 共通第7号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 共通第8号様式（施設整備の事業の場合に限る。） 共通第9号様式（その他の整備事業の場合に限る。）	業の場合に限る。） 共通第7号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 共通第8号様式（施設整備の事業の場合に限る。） 共通第9号様式（その他の整備事業の場合に限る。）	提出先 支庁	負担（地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町村負担）を軽減するため交付するものである。
業の場合に限る。） 共通第9号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式（申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。）	業の場合に限る。） 共通第29号様式 共通第31号様式		

別記

1 ハード系事業分

対象支庁	補助対象経費
石狩支庁、空知支庁、上川支庁、宗谷支庁を除く支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 港湾利用促進施設整備事業

2 ソフト系事業分

対象支庁	地域振興上特に必要と認められる事業
石狩支庁、空知支庁、上川支庁、宗谷支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 地域振興上特に必要と認められる事業

対 象 支 庁	補 助 対 象 経 費
石狩支庁、上川支庁、網走支庁、胆振支庁、十勝支庁を除く支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉推進事業 2 地域文化育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 市町村広域行政・合併に関する事業
石狩支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉推進事業 2 地域文化育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 地域又ポーソに関する事業 11 農林水産業の振興に関する事業 12 商工観光業の振興に関する事業 13 市町村広域行政・合併又は地方分権等に関する事業 14 雇用創出・就労機会拡大に関する事業
上川支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉推進事業 2 地域文化・又ポーソ育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業

網走支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉推進事業 2 地域人材・文化育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品の開発・奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 市町村広域行政・合併に関する事業
胆振支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉推進事業 2 地域文化育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 地域の防災に関する事業 13 市町村広域行政・合併に関する事業
十勝支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉推進事業 2 地域文化・又ポーソ育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住・定住促進事業 9 地域特産品奨励事業

10	農林水産業の振興に関する事業
11	商工業の振興に関する事業
12	観光業の振興に関する事業
13	中心市街地の活性化に資する事業
14	市町村広域行政・合併に関する事業

北海道告示第1127号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年11月5日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
札幌ホソタ北広イオン店

北広島市大曲幸町2丁目3番1ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

札幌ホソタ株式会社 代表取締役 高館 信夫

札幌市白石区南郷通20丁目北3番43号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

札幌ホソタ株式会社 代表取締役 高館 信夫

札幌市白石区南郷通20丁目北3番43号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年2月20日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,826㎡

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

32台

イ 駐車場の収容台数

0台

ウ 荷さばき施設の面積

120㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量

15.68m³

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1か所 出口1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後10時まで

- 2 届出年月日

平成14年6月19日

- 3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道石狩支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年7月2日（火）から11月5日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、北広島市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については北広島市へ問い合わせること。

北海道告示第1128号

北海道告示第1013号（大規模小売店舗立地法第6条第1項（変更）の届出）の内容について、届出者から届出の内容を訂正する旨の届出があったので、次のとおり訂正する。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

2の1)の事項中

千歳市未広1丁目4番8号

千歳市栄町6丁目51番地

を
に訂正する。

北海道告示第1129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の出出があった。
平成14年7月2日

退任年月日 理事・監事の別 氏名 住 住 住 住 住 住
平成14. 6. 17 理 事 高 田 進 上川郡風連町字東風連3450番地

北海道告示第1130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、蛇田町の行う土地改良（泉地区災害復旧（農地））事業の工事を平成13年7月10日に完了した旨の出出があった。
平成14年7月2日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1131号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成14年7月2日

地区名 事業の種類 完了年月日
早 来 ため池等整備（小規模用排水施設） 平成 7. 1.31
遠 浅 農免農道整備 同 7.12. 8
と う や 中山間地域総合整備（農業用排水） 同 10.12.18
同 同 （農道） 同 12. 3.24
関 内 畑地帯総合整備（農道） 同 14. 1.10

同 同 (区画整理) 同 9.11.14

北海道告示第1132号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による出出があった。

その出出に係る指定漁船調査は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成14年7月2日から15日間、一般の縦覧に供する。
平成14年7月2日

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 加 入 区 名 北海道知事 堀 達 也

茅部郡鹿部町字本別203番地 村田 昇 鹿 部 鹿 部 漁 業 協 同 組 合
同 字宮浜141番地 川口 鳥男 1項の申出をする漁業協同組合の名称

北海道告示第1133号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成14年7月2日

1 保安林予定森林の所在 枝幸郡歌登町本幌別4292、4300から4302まで、6209から6213
場所 まで 北海道知事 堀 達 也

2 指 定 の 目 的 干害の防備
3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び歌登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

第1378号

北海道告示第1134号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 保安林として指定され 潮害の防備
た目的
- (3) 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 保安林として指定され 公衆の保健
た目的

(3) 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1135号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成14年6月24日から8月30日まで
- 3 作業地域 北広島市

北海道告示第1136号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（座標変換）
- 2 作業期間 平成14年5月31日から9月27日まで
- 3 作業地域 福島町

北海道告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 留辺蘂停車場線
- 3 道路の区域 区

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

常呂郡留辺蘂町字仲町86番10 地先から常呂郡留辺蘂町字栄 町30番20地先まで	前 後	9.00mから 10.91mまで 9.00mから 10.91mまで	704.27m 704.27m	— —
	後	18.00mから 26.50mまで	675.13m	—

北海道告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 東川東神楽旭川線	上川郡東神楽町南1条東1丁目820番1 地先から上川郡東神楽町南1条西1丁目 750番1地先まで	平成14.7.2
	上川郡東神楽町南1条西3丁目223番1 地先から上川郡東神楽町字東神楽1121番 地先まで	同

北海道告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月2日

道路の種類	道路名	区域及び縦覧場所	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
1	道路の種類	道路名	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
2	道路の種類	道路名	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
3	道路の種類	道路名	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所

北海道告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月2日

道路の種類	道路名	区域及び縦覧場所	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
1	道路の種類	道路名	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
2	道路の種類	道路名	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
3	道路の種類	道路名	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所

北海道告示第1142号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年7月2日

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月2日

道路の種類	道路名	区域	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
1	道路の種類	道路名	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2	道路の種類	道路名	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
3	道路の種類	道路名	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間

北海道告示第1141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月2日

道路の種類	道路名	区域	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
1	道路の種類	道路名	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2	道路の種類	道路名	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
3	道路の種類	道路名	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間

第1378号

報 告 道 地 北

1(1) しゅん功認可の年月日	平成14年6月21日	ア 位 置	爾志郡乙部町字元町67番2地先の公有水面
(2) しゅん功認可を受けた者	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	イ 区 域	次のK 1の地点からK 9の地点までを順次に結んだ線及びK 1の地点とK 9の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)
ア 氏名又は名称	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	ク 1の地点	乙部漁港原点(北緯41度57分57秒299、東経140度08分03秒584、X = - 225.917.369、Y = - 9.586.436)から方向角237度04分20秒の方向265.90mの地点
イ 住 所	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	ク 2の地点	K 1の地点から方向角200度11分09秒の方向114.28mの地点
ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也	ク 3の地点	K 2の地点から方向角334度12分34秒の方向92.41mの地点
(3) 埋 立 区 域	札幌市中央区北3条西6丁目	ク 4の地点	K 3の地点から方向角42度52分42秒の方向5.52mの地点
ア 位 置	檜山郡上ノ国町字吹354番、358番、360番2、361番2、364番2及び365番2地先の公有水面	ク 5の地点	K 4の地点から方向角314度45分25秒の方向1.00mの地点
イ 区 域	次のN - 1の地点からN - 6の地点までを順次に結んだ線及びN - 1の地点とN - 6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)	ク 6の地点	K 5の地点から方向角43度02分50秒の方向39.99mの地点
ア 氏名又は名称	三級基準点H12 - No. 2 (X = - 251.161.110、Y = - 16,204.969) から方向角274度02分49秒の方向8.47mの地点	ク 7の地点	K 6の地点から方向角41度46分58秒の方向37.49mの地点
イ 住 所	N - 1の地点から方向角319度28分17秒の方向30.01mの地点	ク 8の地点	K 7の地点から方向角132度03分42秒の方向4.00mの地点
ウ 代表者の氏名	N - 2の地点から方向角49度29分53秒の方向23.67mの地点	ク 9の地点	K 8の地点から方向角221度47分02秒の方向12.09mの地点
(3) 埋 立 区 域	N - 3の地点から方向角140度20分28秒の方向24.99mの地点	ウ 面 積	5,401.61m ²
ア 位 置	N - 4の地点から方向角232度11分30秒の方向8.21mの地点	(4) 免許年月日及び番号	平成11年6月8日 砂防第73 - 37号指令
イ 区 域	N - 5の地点から方向角140度24分10秒の方向5.17mの地点	(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	乙部町
ア 氏名又は名称	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	3(1) しゅん功認可の年月日	平成14年6月21日
イ 住 所	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	(2) しゅん功認可を受けた者	北海道
ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也	ア 氏名又は名称	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 埋 立 区 域	北海道知事 堀 達也	イ 住 所	北海道知事 堀 達也
ア 位 置	北海道知事 堀 達也	ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
イ 区 域	北海道知事 堀 達也	ア 埋 立 区 域	爾志郡乙部町字元町67番1.6地先の公有水面
ア 位 置	北海道知事 堀 達也	イ 区 域	次のK 1の地点とK 4の地点とを結んだ線、K 4の地点

とK 3の地点とを結んだ線、K 3の地点とK 2の地点とを結んだ線及びK 1の地点とK 2の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

K 1の地点
乙部漁港原点（北緯41度57分57秒299、東経140度08分03秒584、 $X = -225.917.369$ 、 $Y = -9.586.436$ ）から方向角223度05分22秒の方向132.43mの地点

K 4の地点
K 1の地点から方向角312度54分13秒の方向39.95mの地点

K 3の地点
K 4の地点から方向角222度54分21秒の方向17.08mの地点

K 2の地点
K 3の地点から方向角132度51分28秒の方向39.97mの地点

面積 682.23m²

(4) 免許年月日及び番号 平成12年7月3日 砂防第47-14号指令

(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 乙部町

北海道告示第1143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060-8588）北海道建設部都市計画課とする。
平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

1 都市計画の種類 道路
2 都市計画を定める土地の区域

種別名	称	起	終	点	主な経過地
幹線街路	3-3-1号	文光町通	斜里町文光町	斜里町文光町	斜里町文光町
幹線街路	3-3-2号	駅前通	斜里町港町	斜里町港町	斜里町港町
幹線街路	3-4-3号	斜里清里	斜里町港町	斜里町字豊倉	斜里町青葉町
幹線街路	3-4-4号	斜里網走通	斜里町港西町	斜里町字以久科北	斜里町本町

幹線街路	3-4-5号	北廻り通	斜里町港町	斜里町文光町	斜里町本町
幹線街路	3-4-6号	中 通	斜里町字豊倉	斜里町本町	斜里町文光町
幹線街路	3-4-7号	中央通	斜里町本町	斜里町本町	斜里町本町
幹線街路	3-4-8号	海岸通	斜里町港町	斜里町港町	斜里町港町
幹線街路	3-4-9号	小学校通	斜里町文光町	斜里町新光町	斜里町新光町
幹線街路	3-4-10号	豊倉東1線通	斜里町新光町	斜里町新光町	斜里町新光町
幹線街路	3-4-11号	豊倉東4線通	斜里町光陽町	斜里町光陽町	斜里町光陽町

幹線街路	3-4-12号	朝日通	斜里町朝日町	斜里町光陽町	斜里町光陽町
幹線街路	3-3-13号	斜里ウト口通	斜里町字美味	斜里町字以久科北	斜里町字豊倉

3 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び斜里町建設部建設課
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

北海道告示第1144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

都市計画の種類	市町村名
室蘭圏都市計画駐車場	室蘭市

北海道告示第1145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

都市計画の種類	市町村名
室蘭圏都市計画道路	室蘭市
室蘭圏都市計画下水道	伊達市
岩見沢都市計画ごみ焼却場	岩見沢市
美幌都市計画道路	美幌町

第1378号

北海道告示第1146号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

- 1 組合の名称 厚真町厚真中央土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 勇払郡厚真町京町120番地
- 3 事業施行期間 平成9年9月26日から平成21年3月31日まで
- 4 施行地区 勇払郡厚真町表町及び京町の一部
- 5 設立認可年月日 平成9年9月18日
- 6 変更の内容 施行地区、設計の概要及び資金計画の変更
変更前の施行地区 勇払郡厚真町表町及び京町の一部
変更後の施行地区 勇払郡厚真町表町及び京町、錦町の一部
- 7 変更認可年月日 平成14年6月24日

北海道告示第1147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

- 1 施行者の名称 根室市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 根室都市計画下水道事業根室公共下水道
- 3 事業の施行期間 昭和45年8月18日から平成19年3月31日まで
- 4 事業用地 変更なし
- 5 ア 収用の部分 昭和45年北海道告示第2082号、昭和50年北海道告示第668号、昭和51年北海道告示第3852号、昭和59年北海道告示第868号、昭和63年北海道告示第1294号、平成2年北海道告示第1285号、平成3年北海道告示第1464号及び平成9年北海道告示第527号の事業地のうち根室市月岡町1丁目及び宝林町4丁目地内において事業地を変更する。

北海道告示第1148号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年7月2日

北海道知事 堀 達也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託する役務の名称 道営住宅管理〇〇Ｒシステム開発業務
 - (2) 委託する役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 委託期間 契約の日から3箇月間
 - (4) 納入場所 入札説明書のとおり
 - 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成14年北海道告示第9号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (4) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (5) 札幌市内に事業所を有しており、システム開発を作成できるシステムエンジニアが常駐していること。
 - (6) 平成14年7月2日現在において引き続き2年以上システム開発業務を事業として営んでいる者
 - (7) 過去2年間に於いて、国、地方公共団体などから、同規模のシステム開発の業務委託を受け、実施した実績があること。
 - 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、政令第167条の5第2項の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3から7までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年7月2日（火）から9日（火）までの間にしなければならない（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。
- 受付時間 午前9時から午後5時まで
 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ウ	申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 533
4	審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅課
5	入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階 建設部会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年7月23日(火)午後2時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
6	入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。
7	入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
8	郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
9	落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
10	契約書作成の要否
11	そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(3)	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道建設部住宅課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 533
(4)	この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。
(5)	詳細は、入札説明書による。

公 報

北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。 平成14年7月2日 北海道知事 堀 達 也	北海道社会貢献賞 市(区)町村名 氏名又は団体名 功 績 の 内 容 佐 呂 間 町 小 林 博 水 道 事 業 功 労 者 早 来 町 宮 村 義 信 同 幌 加 内 町 村 田 義 信 同 函 館 市 佐 藤 理 同 本 別 町 後 藤 進 同
--	--

公 報

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年7月2日 北海道知事 堀 達 也	1 業務概要 (1) 業 務 名 フォイルムコミュニケーション情報提供基盤等整備事業(緊急地域雇用創出特別対策推進事業) (2) 業務内容 「北海道ロケーション誘致推進事業」(フォイルム・コミュニケーション)の取組をより効果的に推進し、推進に当たつての諸課題の取りまとめ及び映像制作者への情報提供基盤を整備するため、次の4調査業務を委託する。 ア ロケーション実施状況及び経済波及効果調査 道内でロケーション等を行った企業を対象に、ロケーションの実施
--	---

第1378号

報 告 公 報 北 興 刊

<p>状況、消費額及び波及効果など地域への経済的な効果を明らかにするとともに、道内ロケーション時の問題点、希望、改善事項等について実態調査を行う。</p> <p>イ 道内企業活用状況及び新規雇用発生状況調査 アの実態調査とともに、道内企業の活用や新たな雇用の発生状況の有無、その要因及び道内映像関連企業の課題等について把握・分析し、ロケーション受入れ時における幅広い産業・地域連携による地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出に向けての課題、方向性について取りまとめる。</p> <p>ウ ロケーション効果の早期及び持続的活用調査 これまでロケ地となった地域での取組状況等について調査し、映像制作段階からのロケ地観光の可能性など、ロケーション効果の早期活用と持続的観光需要の創出のための課題、今後の方向性について取りまとめる。</p> <p>エ 道内ロケーション資源の調査・収集 過去のロケ地及びロケ地候補を映像制作者等の専門的見地から調査・分類し、写真データ収集、撮影可能施設等のリストを作成する。 なお、写真データ等については、道においてホームページ上で公開する。</p> <p>(3) 履行期限 平成15年2月28日(金)</p> <p>2 参加要件及び選定基準</p> <p>(1) 参加要件 ア 平成14年7月1日の直前の納期限までの道税を滞納していない法人であること。 道税とは、すべての道税をいう(消費税とともに納付される地方消費税も含まれる。) イ 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。 ウ 映像制作及び映像関連産業に関する知識があり、経済波及効果等の調査・分析能力を有していること。 エ 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。 オ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パーセント以上で、新規雇用者の1人平均の実労働日数(計画)がおおむね45日以上あること。</p> <p>(2) 選定基準 ア 業務遂行能力</p>	<p>実施体制及び業務実施スケジュールが妥当であること。</p> <p>イ 雇用計画への適合性 緊急地域雇用創出特別対策推進事業の諸条件に適合していること。</p> <p>ウ ロケーション実施状況及び経済波及効果調査 (ア) 調査方法(ヒアリング実施の有無)が妥当であること。 (イ) 調査内容・項目が妥当であること。 (ウ) 経済波及効果の推計方法が的確であること。 (エ) 道内企業活用状況及び新規雇用発生状況調査 (ア) 調査方法(ヒアリング実施の有無)が妥当であること。 (イ) 調査内容・項目が妥当であること。 (ウ) 分析・取りまとめ方法が妥当であること。</p> <p>オ ロケーション効果の早期及び持続的活用調査 (ア) 調査方法(ヒアリング実施の有無)が妥当であること。 (イ) 調査内容・項目が妥当であること。 (ウ) 分析・取りまとめ方法が妥当であること。</p> <p>カ 道内ロケーション資源の調査・収集 (ア) ロケーション候補地が映像制作者からの専門的見地から調査・分類が行われていること。 (イ) 写真データ収集の方法、収集数及び取りまとめ方法が妥当であること。</p> <p>3 手続等 (1) 担当部局 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部政策室参事 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 314 ファクシミリ 011 - 232 - 6313 メールアドレス seisaku.fc@pref.hokkaido.jp</p> <p>(2) 説明書の交付期間及び場所 交付期間 平成14年7月2日(火)から9日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで) 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年7月11日(木)午後5時まで(必着) 提出場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 提出方法 持参、ファクシミリ、電子メール又は郵送(書留郵便に限る。) アロボーザルの提出期限並びに提出場所及び方法</p>
---	--

<p>提出期限 平成14年7月26日(金)午後5時まで(必着)</p> <p>提出場所 (1)に同じ。</p> <p>提出方法 持参に限る。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。</p> <p>(4) フロボーザルに関する説明 提出されたフロボーザルの内容についてヒアリングを行う。</p> <p>(5) その他留意事項 詳細は、フロボーザル説明書によること。</p> <p>次のとおりフロボーザルの提出を要請する。 平成14年7月2日</p> <p style="text-align: center;">北海道知事 堀 達也</p> <p>1 業務概要</p> <p>(1) 業務名 コミュニティビジネス・モデル事業化可能性検討調査業務</p> <p>(2) 業務内容 有識者や庁内関係課職員により構成されたコミュニティビジネス・モデル事業計画評価検討委員会の評価・助言を受けながら、モデル事業提案について、提案者自らが事業化課題の整理検討、市場二次調査、採算計画の試算等を実施し、事業計画を策定する。</p> <p>(3) 履行期限 平成15年2月28日(金)</p> <p>(4) 選定数 最大5件</p> <p>2 参加要件及び選定基準</p> <p>(1) 参加要件</p> <p>ア 道内に活動拠点を有する市民活動団体等及びこれら市民活動団体を支援する組織、団体等(事業者の法人格は問わない。)であること。また、組織、団体等は2名以上で構成されているものとする。</p> <p>なお、代表者においては、民法(明治29年法律第89号)で契約行為を制限されている未成年者、成年被後見人等ではないこと。</p> <p>イ 過去2年間で(平成12～13年度)、実際に地域課題解決に向けた取組を継続して実践していること。ただし、その分野は特に限定しない(福祉、まちづくり、環境保全、</p>	<p>生涯教育等広範囲に及びことが想定される。)。</p> <p>(2) フロボーザルの選定基準</p> <p>ア 選定の基準とするコミュニティ・ビジネスの特徴 (ア)地域課題を解決しようとする公共性の高いビジネス、(イ)利潤追求のみではない市民・住民協力型ビジネス、(ウ)住民主体の地域密着型ビジネス、(エ)新規性の高いビジネス、(オ)雇用に結びつくビジネス、(カ)地域内外の経済への波及効果をもたらすビジネス、(キ)社会的な役割、効果を有するビジネス</p> <p>イ 選定の基準とする調査の内容</p> <p>(ア) 事業化課題 (イ) 調査内容</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部局 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部政策室構造改革推進課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 923 ファクシミリ 011 - 232 - 8924 メールアドレス yotsuji.makoto@pref.hokkaido.jp</p> <p>(2) 説明書の交付期間及び場所 平成14年7月2日(火)から8日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで)</p> <p>交付場所 (1)に同じ。関係書類は、道「市民との行政の協働」HOMEPAGEからもダウンロードが可能。 (http://www.pref.hokkaido.jp/sitku/sk-ktksis/kyodou/index.htm)</p> <p>(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年7月9日(火)午後5時まで(必着)</p> <p>提出場所 (1)に同じ。</p> <p>提出方法 持参、ファクシミリ、電子メール又は郵送(書留郵便に限る。)</p> <p>(4) フロボーザルの提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年8月2日(金)午後5時まで(必着)</p> <p>提出場所 (1)に同じ。</p> <p>提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円</p> <p>(2) 契約書作成の要否</p>
--	---

第1378号

報 告 公 報 北 道

要

- (3) 関連情報入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (4) プロポーザルに関する説明
提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。
- (5) その他留意事項
詳細は、プロポーザル説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

- (1) 業務名 地域ITリーダー育成事業
- (2) 業務内容 地域ITリーダー育成事業を委託する。
- (3) 履行期限 平成15年3月31日(月)

2 参加資格及び審査の考え方

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)の規定に基づき指名停止期間中でない者であること。

ウ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。
エ 道税を滞納している者でないこと。

(2) プロポーザルの審査の考え方
ア 提案者の実力
イ 総合的な考え方
ウ 講習カリキュラムの優位性
エ 雇用条件の適合性

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 IT推進室情報政策課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 223
ファクシミリ 011 - 232 - 3962
E-mail sogo.joho2@pref.hokkaido.jp

(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法

平成14年7月2日(火)から12日(金)まで
(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)
交付場所は、(1)に同じ。

直接交付する(郵送はしない。)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
平成14年7月12日(金)午後5時まで
提出場所は、(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
平成14年7月22日(月)午後5時まで
提出場所は、(1)に同じ。
持参すること。

4 その他
詳細は、プロポーザル説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年7月2日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業務名 平成14年度女性向け男女平等参画情報誌制作業務

(2) 業務内容 様々な分野で生き生きと活躍している女性にスポットをあて、女性にエールを送るとともに、男女平等参画社会の実現に一人ひとりが考えるきっかけを提供することを目的として発行する情報誌の制作業務を委託する。

(3) 履行期限 平成14年12月10日(火)

2 参加資格及び選定基準

(1) 企画提案書の提出者に要求する資格
ア 過去2年間(平成12年度又は13年度)に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約・履行実績がある法人・団体であること。

イ 道内に営業・運営拠点を持つこと。

(2) 選定基準

ア 業務処理能力

本業務を実施するための体制等

イ 誌面内容

<p>特集テーマを含む企画、レイアウト、写真・イラスト、表現力等</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部男女平等参画推進室 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 564 ファクシミリ 011 - 232 - 3640</p> <p>(2) 説明書の交付期間、場所及び方法 平成14年7月2日(火)から9日(火)まで (土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで) 交付場所は、(1)に同じ。</p> <p>(3) 資格審査申請書の提出期限等 平成14年7月10日(水)午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。</p> <p>(4) 企画提案書の提出期限等 平成14年8月9日(金)午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約書作成の要否</p> <p>(2) 関連情報を入力するための照会先 3(1)に同じ。</p> <p>(3) その他 詳細は、企画提案説明書による。</p>

収 入 部 長

北海道渡島支庁告示第9号
都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年7月2日

北海道渡島支庁長 松田光院

<p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 山越郡長万部町字大浜66 - 4、75 - 1のうち、75 - 12のうち、75 - 13のうち、75 - 14のうち、75 - 15のうち、75 - 16のうち(第1工区)</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山越郡長万部町字長万部453番地1 長万部町長 加藤 大明</p> <p>3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月16日 渡建指第12 - 12号</p>
--

開発許可の決定

北海道教育委員会教育長告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年7月2日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
教育情報通信ネットワーク構築監理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した日
平成14年6月10日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社
(2) 住所 東京都港区港南1丁目9番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
153,079,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によつた理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁企画総務部教育政策課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

開発許可の決定

北海道選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額			翌年繰越額			収入の内訳			事業収入 借入金	
		収入総額	前年繰越額	本年収入総額	支出総額	繰越額	党費・会費	寄附	附			
9年分 網走支所												
(その他の政治団体)												
すがわら広後援会	10.3.31	30,000		30,000	30,000							
鈴木宗男網走市連合後援会	10.2.4	3,941,000		3,941,000	2,674,922							3,941,000
鈴木宗男上湧別町後援会	10.3.31	108,602	108,513	89	26,113	82,489						

本部・支 部からの 交付金	その他の 収入	経常経費			政治活動			調査			その他の 経費 (本部支部入 の交付金)	資産等 の状況		
		人件費	光熱水費	備品 消耗品費	事務所費	計	組織 活動費	選挙 関係費	機関紙誌の 発行事業費	機関紙誌の 発行事業費			調査 研究費	寄附 交付金
				30,000		30,000								無
							487,990							同
	89						26,113							同

に改める。
「(3) 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額
9年分		
網走支所		円
(その他の政治団体)		

を

風間ひさしオホーツク連合後援会	風間ひさし5周年記念パーティー	7,805,000
鈴木宗男北見市連合後援会	新年交礼会	1,299,000

「(3) 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額
9年分		
網走支所		円
(その他の政治団体)		
風間ひさしオホーツク連合後援会	風間ひさし5周年記念パーティー	7,805,000
鈴木宗男網走市連合後援会	パーティー開催(新年交礼会)	1,756,000
同	パーティー開催(ビールパーティー)	2,185,000
鈴木宗男北見市連合後援会	新年交礼会	1,299,000

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法(昭和23年法律第119号)第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、鈴木宗男網走市連合後援会の会計責任者三崎茂充から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成11年北海道選挙管理委員会告示第102号)の一部を次のとおり訂正する。
平成14年7月2日

2. 収入及び支出のない団体

(1) 総括表の10年分網走支所の事項その他の政治団体の項中

鈴木宗男網走市連合後援会	11,118	同
--------------	--------	---

を削り、

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額				翌年繰越額	収入の内訳			附記								
		収入	前年繰越額	本年収入	支出		党費・会費	個人分	法人その他	政治	小計	政党匿名	合計	事業収入	借入金			
10年分																		
網走支所																		
(その他の政治団体)																		

本部・支 部からの 交付金	その他の 収入	支 出				内 訳				資産等 の状況						
		経 常 費	備 品 費	組 織 費	政 学 費	機 関 費	宣 伝 費	活 動 費	調 査 費		寄 附 金	その 他の 費				
		人件費	光熱水費	消耗品費	事務所費	計	機関紙誌の 発行事業費	機関紙誌の 事業費	政治資金 パーティー	その他の 事業費	小 計	研究費	交付金	経 費	計 (本部支部入 の交付金)	
	1,212								982,129		982,129				1,926,268	同
			30,000			30,000										無
									944,139							同

に改める。

「(3) 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額
10年分		
網走支所		円
(その他の政治団体)		
北見地区農協政治連盟	北見地区農政連政経セミナー	2,520,000
鈴木宗男北見市連合後援会	新年交礼会	1,926,000

を

「(3) 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額
10年分		
網走支所		円
(その他の政治団体)		
北見地区農協政治連盟	北見地区農政連政経セミナー	2,520,000
鈴木宗男網走市連合後援会	パーティー開催事業(新年交礼会)	1,814,000
鈴木宗男北見市連合後援会	新年交礼会	1,926,000

に改める。

同	市民が割る紋別の会ビルパーティー	2,133,000
鈴木宗男北見市連合後援会	パーティー開催事業	1,993,000

「(3) 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額
11年分		
網走支所		円
(その他の政治団体)		
同	市民が割る紋別の会ビルパーティー	2,133,000
鈴木宗男網走市連合後援会	パーティー開催事業(新年交礼会)	1,755,000
鈴木宗男北見市連合後援会	パーティー開催事業	1,993,000

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、鈴木宗男網走市連合後援会の会計責任者三崎 茂充から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号)の一部を次のとおり訂正する。
平成14年7月2日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
2. 収入及び支出のない団体 (1)総括表の網走支所の事項12年分その他の政治団体の項中

「鈴木宗男網走市連合後援会 13,115 同 を削り、」

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額				翌年繰越額	収入の内訳			附計	事業収入	借入金
		収入	前年繰越額	本年収入額	支出総額		党費・会費	個人分	寄附			
12年分												
網走支所												
(その他の政治団体)												
すがわら広後援会	13.4.11	30,000		30,000	30,000		30,000					30,000

鈴木宗男 北見市連合後援会 新年交礼会

1,645,000

第1378号

北海道漁業調整委員会 告示

日高海区漁業調整委員会指示第1号

日高支庁管内地先海面における「さけ・ます」採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成14年7月2日

日高海区漁業調整委員会会長 吉田正一

日高支庁管内浦河町の元浦河河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区		域		期	間
河口及び沿岸	沖合方位(真方位)	沖合			
左海岸	右海岸	左方	右方	400 m	平成14年8月24日から10月31日まで
300 m	300 m	180°00'	180°00'		

この表による河口付近の区域とは、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

正誤

平成14年6月21日 (第1375号)

北海道空知支庁告示第11号（都市計画法による開発行為に関する工事の完了）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

- ページ 欄 行 155 左 1行目 誤 歌志内市字キナウスナイ 正 浦臼町字キナウスナイ

平成14年6月25日 (第1376号) 北海道留萌土木現業所告示第1号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

- ページ 欄 行 185 左 18行目 誤 平成13年 正 平成14年

- ページ 欄 行 185 右 4行目及び24行目 誤 平成13年 正 平成14年

- ページ 欄 行 185 右 12行目 誤 第19号及び平成14年 正 第19号又は平成14年

- 186 左 3行目及び4行目 誤 平成13年 正 平成14年